



# 熊本県公報

第 1 2 5 8 8 号  
平成 29 年 1 月 20 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… ( " ) 1
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… ( " ) 2
- 予算の専決処分…………… (財政課) 2
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 5
- 熊本県庁で使用する電気の調達に係る一般競争入札の参加資格等…………… (財産経営課) 5
- 熊本県が所管する施設で使用する電気その 1 の調達に係る一般競争入札の参加資格等…………… ( " ) 6
- 熊本県が所管する施設で使用する電気その 2 の調達に係る一般競争入札の参加資格等…………… ( " ) 6
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (くらしの安全推進課) 7

**公 告**

- 道路の位置指定…………… (建築課) 7
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 8
- 林業種苗生産事業者講習会の開催…………… (森林整備課) 8
- 防災消防ヘリコプターの調達に係る落札者の決定…………… (消防保安課) 9
- 熊本県庁で使用する電気の調達に係る一般競争入札の実施…………… (財産経営課) 9
- 熊本県が所管する施設で使用する電気その 1 の調達に係る一般競争入札の実施…………… ( " ) 12
- 熊本県が所管する施設で使用する電気その 2 の調達に係る一般競争入札の実施…………… ( " ) 16
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 19
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… ( " ) 20
- 熊本県庶務事務システム用サーバ機器等の借入れに係る落札者の決定…………… (総務事務センター) 21
- 共同施行営土地改良事業計画の認可…………… (農村計画課) 21

**登 載 依 頼**

- 熊本県国土利用計画審議会の開催…………… (国土利用計画審議会) 21
- 藤本発電所の発電機等の売却に係る一般競争入札の実施…………… (企業局総務経営課) 22

## 告 示

**熊本県告示第 2 9 号**  
介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
平成 2 9 年 1 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 H L C	デイサービス サン・フレンズ光 の森	菊池郡菊陽町光 の森 4 丁目 1 2 番地 3	平成 2 9 年 2 月 1 日	通所介護

**熊本県告示第 3 0 号**  
介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。  
平成 2 9 年 1 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社マザー	居宅介護支援事業所祈り	宇城市小川町新田 1 9 5 7 - 1 1	平成 2 9 年 1 月 2 3 日	居宅介護支援

**熊本県告示第 3 1 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。  
平成 2 9 年 1 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社プレアデス	ケアセンターエルプラン	宇土市野鶴町 7 7 9 番地 1 1	平成 2 9 年 2 月 1 日	居宅介護支援

**熊本県告示第 3 2 号**

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により平成 2 8 年 1 2 月 2 7 日付けで専決した平成 2 8 年度熊本県一般会計補正予算（第 1 4 号）及び平成 2 8 年度熊本県電気事業会計補正予算（第 2 号）の要領は、次のとおりである。  
平成 2 9 年 1 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成 2 8 年度熊本県一般会計補正予算（第 1 4 号）

平成 2 8 年度熊本県の一般会計の補正予算（第 1 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 762,233千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,381,038,027千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 地方交付税		<b>287,774,170</b>	<b>526,773</b>	<b>288,300,943</b>
	1 地方交付税	287,774,170	526,773	288,300,943
2 国庫支出金		<b>454,572,940</b>	<b>235,460</b>	<b>454,808,400</b>
	1 国庫負担金	165,292,917	230,460	165,523,377
	2 国庫補助金	286,621,254	5,000	286,626,254
歳 入 合 計		<b>1,380,275,794</b>	<b>762,233</b>	<b>1,381,038,027</b>

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		<b>97,289,684</b>	<b>154,054</b>	<b>97,443,738</b>
	1 総務管理費	64,029,901	154,054	64,183,955
2 農 水 産 業 林 費		<b>101,358,522</b>	<b>593,810</b>	<b>101,952,332</b>
	1 畜産業費	9,316,255	593,810	9,910,065
3 警 察 費		<b>38,005,514</b>	<b>9,284</b>	<b>38,014,798</b>
	1 警察管理費	33,925,199	9,284	33,934,483
4 教 育 費		<b>172,713,215</b>	<b>3,585</b>	<b>172,716,800</b>
	1 教育総務費	33,248,263	3,585	33,251,848
5 諸 支 出 金		<b>72,886,073</b>	<b>1,500</b>	<b>72,887,573</b>
	1 繰 出 金	4,816,449	1,500	4,817,949
歳 出 合 計		<b>1,380,275,794</b>	<b>762,233</b>	<b>1,381,038,027</b>



なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法  
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
告示の日から平成29年2月3日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成30年10月1日から平成30年11月30日（閉庁日を除く。）まで行う。

熊本県告示第35号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成29年1月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 競争入札に付する事項  
熊本県が所管する施設で使用する電気 その1
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
- なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
告示の日から平成29年2月3日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 競争入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成30年10月1日から平成30年11月30日（閉庁日を除く。）まで行う。

熊本県告示第36号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成29年1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項  
熊本県が所管する施設で使用する電気 その2
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
告示の日から平成29年2月3日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成30年10月1日から平成30年11月30日（閉庁日を除く。）まで行う。

熊本県告示第37号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成29年1月13日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成29年1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	純情濡らし、愛情暮らし（オーピー） 老人と性感帯 人妻回春指南（新日本映像） 巨乳OLと美乳人妻～北へ向かう女たち～（オーピー） 人妻や・り・ま・ん旅行 うずく肉体（新東宝） 溺れるふたり ふやけるほど愛して（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

熊本県公告第32号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成29年1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市中央区水道町2番7号
- 2 築造者の氏名 株式会社A d d i t
- 3 道路の位置 菊池市泗水町吉富字塔ノ本300番190

- 4 道路の幅員 4.00メートルから4.01メートルまで
- 5 道路の延長 59.42メートル
- 6 指定年月日 平成29年1月5日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建一第92号

**熊本県公告第33号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成29年1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
川北 清志	八代市鏡町貝洲	八代市鏡町宝出字式五番割823番ほか11筆
小林 一成	八代市昭和同仁町	八代市昭和明徴町字創造800番1
山崎 義行	八代市鏡町北新地	八代市昭和日進町字日進1番1
澤村 友博	八代市北原町	八代市北原町字東北原64番ほか1筆
森岡 清俊	天草市新和町大多尾	天草市新和町小宮地字札ノ下5103番2ほか6筆
森岡 清俊	天草市新和町大多尾	天草市新和町小宮地字札ノ下5097番2ほか1筆
福田 修一	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町志岐字檜山402番
高道 修二	天草郡苓北町富岡	天草郡苓北町志岐字水在河原2229番9

- 2 認可年月日  
平成29年1月11日

**熊本県公告第34号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により平成28年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により公告する。

平成29年1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 実施の目的

種苗の生産事業を行おうとする者に対して、種苗の生産、流通等に関して必要な知識を修得させること。

2 開催の日時等

- (1) 開催の日時  
平成29年2月21日（火） 午前10時から午後5時まで
- (2) 開催の場所及びその所在地  
熊本県林業研究指導所  
熊本市中央区黒髪八丁目222-2
- (3) 受付時間  
午前9時30分から午前9時50分まで

3 講習科目及び講習時間

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

4 受講申込方法

所定の受講申込書に、林業種苗生産事業者講習手数料の額（14,000円）に相当する熊本県収入証紙及び写真を貼り付け、平成29年1月25日（水）までに熊本県農林水産部森林局森林整備課又は熊本県各広域本部地域振興局林務課に提出すること。  
なお、申込時に納入した林業種苗生産事業者講習手数料は、返還しない。

5 その他

- (1) 講習科目の全課程を修了した者には、修了証明書を交付する。
- (2) 修了証明書を交付された者は、生産事業者の登録を受けることができる。
- (3) 天災その他の理由により、開催の日時、開催の場所等を変更することがある。
- (4) 不明な点は、熊本県農林水産部森林局森林整備課又は熊本県各広域本部地域振興局林務課に問い合わせること。

熊本県公告第 3 5 号

特定調達契約につき総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務と調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「特例政令」という。）第 1 2 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 5 1 号）第 1 1 条第 1 項の規定により次のとおり公示する。  
平成 2 9 年 1 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
防災消防ヘリコプター 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県総務部市町村・税務局消防保安課消防班  
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 2 8 年 1 1 月 1 1 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社  
東京都港区六本木六丁目 1 0 番 1 号
- 5 落札金額  
1, 8 4 6, 8 0 0, 0 0 0 円  
（うち消費税及び地方消費税の額 1 3 6, 8 0 0, 0 0 0 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
総合評価一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日  
平成 2 8 年 1 0 月 7 日

熊本県公告第 3 6 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。  
平成 2 9 年 1 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 調達物品名  
熊本県庁で使用する電気
  - (2) 予定数量  
1 0, 0 4 1, 1 4 5 キロワット時
  - (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局  
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班
  - (4) 調達物品に係る入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課管理班
  - (5) 調達物品の内容  
4 (2)により取得する入札説明書及び仕様書による。
  - (6) 調達期間（供給期間）  
平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで
  - (7) 供給場所  
熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
熊本県庁舎
  - (8) 契約の種類  
単価契約
  - (9) 入札方式（紙入札併用案件）  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札者による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4 (3) アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
  - (10) 入札金額  
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 1 0 0 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相

当す金額により入札すること。  
 (11) 調達物品に係る入仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。

(12) 最低制限価格の設定  
 この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

(1) 次の(1)から(7)まで定める条件の全てを満たす者であること。  
 (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。）による審査の上、入札参加資格を有すると認定された入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要な場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のア間の期間以降も随時受けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合もある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

ウ 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

エ 提出の方法  
 この入札に参加を希望する者は、2(2)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること、次に掲げる書類を提出すること。

(2) 電気事業者の登録（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を行っている者であること。

(3) 前年度において電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の勧告を受けていない者であること。

(4) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに、電気事業者の発電により発生した二酸化炭素排出係数が1キロワット時当たり0.598キログラム以下であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(7) 熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類  
 この入札に参加を希望する者は、2(2)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書  
 イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）  
 ウ 「二酸化炭素排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

(2) 提出方法  
 電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる当該書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間  
 公告の日から平成29年2月10日（金）午後5時まで

(4) 提出先  
 1(4)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1 (3) の発注・契約担当部局において公告の日から平成29年2月10日（金）午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1 (3) の発注・契約担当部局において公告の日から平成29年3月2日（木）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成29年3月1日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成29年3月2日（木）午前10時

(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県出納局管理調達課（熊本県庁行政棟本館2階）

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときには、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成29年3月1日（水）（必着）までに1 (4) の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札書を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(3) イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3) イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

- (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3)の申出期限  
イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。  
（本公告に係る発注・契約担当部局）  
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班  
電話番号 096-333-2089  
ファックス番号 096-384-3792
- イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間  
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Purchasing  
Electricity about 10,041,145 kWh (kilowatt-hour) to be used in Buildings of the Kumamoto Prefectural Government
- (2) Date and Place for Tender:  
Date: March 2, 2017, 10:00 a.m.  
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
Management and Purchasing Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Property Management Division  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2089
- (4) Other  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

### 熊本県公告第37号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成29年1月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名  
熊本県が所管する施設で使用する電気 その1
- (2) 予定数量

- 3, 857, 938キロワット時
  - (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局  
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班
  - (4) 調達物品に係る入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課管理班
  - (5) 調達物品の内容  
4(2)により取得する入札説明書及び仕様書による。
  - (6) 調達期間(供給期間)  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
  - (7) 供給場所  
入札説明書及び仕様書による。(23施設)
  - (8) 契約の種類  
単価契約
  - (9) 入札方式(紙入札併用案件)  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県電子入札システム紙入札移行承認を提出し、熊本県の承認を受けた者より電子入札の続行が不可能と認められる者、アイ登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者、ウ名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
  - (10) 入札金額  
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札金額は、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てることとする。また、消費税及び地方消費税の金額は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
  - (11) 調達物品に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を準用する。
  - (12) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
- 次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのおり競争入札参加資格申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するため登録内容の変更が必要な場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアの間を以て降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合もある。
  - ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間  
公告の日から平成29年2月3日(金)午後5時まで
  - イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先  
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
  - ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達ページからダウンロードする。
  - エ 提出の方法  
イの提出先へ本公告の写しを添付の上持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 電気事業者(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を行っている者であること。
  - (3) 前年度において電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号)第8条第1項の勧告を受けていない者であること。
  - (4) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までにおいて、電気事業者の発電により発生した二酸化炭素排出係数が1キロワット時当たり0.598キログラム以下であること。
  - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
  - (7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
 

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であることと確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

ウ 「二酸化炭素排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
  - (2) 提出方法
 

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる当該書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
  - (3) 提出期間
 

公告の日から平成29年2月10日（金）午後5時まで
  - (4) 提出先
 

1(4)の入札担当部局
  - (5) 確認結果の通知
 

電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
 

1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成29年2月10日（金）午後5時まで受け付ける。
  - (2) 仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
 

入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成29年3月2日（木）まで行う。
  - (3) 入札の方法
 

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成29年3月1日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

    - (ア) 日時 平成29年3月2日（木）午前10時
    - (イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県出納局管理調達課（熊本県庁行政棟本館2階）
    - (ウ) 入札書の提出方法
 

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成29年3月1日（水）（必着）までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒のは、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札書を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
  - (4) 開札の方法及び日時等
 

開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
  - (5) 入札の回数及び再入札の日時等
 

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者

で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

- (6) 入札の無効  
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。  
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札  
イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札  
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札  
カ 有効な内訳書が添付されていない入札

- (7) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (8) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (9) 入札保証金  
免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否  
要
- (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

- ア 納付期限 (3) の申出期限
- イ 提出場所 1 (3) の発注・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 問合せ先  
ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。  
（本公告に係る発注・契約担当部局）  
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班  
電話番号 096-333-2089  
ファックス番号 096-384-3792  
イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010  
ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間  
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Content of Purchasing  
Electricity about 3,857,938 kWh (kilowatt-hour) to be used in Buildings which Kumamoto Prefectural Government owns Part I
- (2) Date and Place for Tender:  
Date: March 2, 2017, 10:00 a.m.  
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division (2nd floor of Prefectural Government Main building )
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Property Management Division  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture 862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2089
- (4) Other  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第38号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。  
平成29年1月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名  
熊本県が所管する施設で使用する電気 その2
- (2) 予定数量  
9,156,993キロワット時
- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局  
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班
- (4) 調達物品に係る入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課管理班
- (5) 調達物品の内容  
4(2)により取得する入札説明書及び仕様書による。
- (6) 調達期間（供給期間）  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (7) 供給場所  
入札説明書及び仕様書による。（24施設）
- (8) 契約の種類  
単価契約
- (9) 入札方式（紙入札併用案件）  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額  
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (11) 調達物品に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
- (12) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。）による審査の上、入札参加資格を有すると決

定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。  
 なお、入札参加資格を有している者が、入札参加資格を有している者で、本入札に参加  
 する期間以降も随時受けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が  
 間に合わない場合もある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付  
 期間

イ 公告の日から平成29年2月3日（金）午後5時まで

ウ 熊本市出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

エ 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

オ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等  
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。

エ 提出の方法  
 イの提出先へ本公告の写しを添付の上持参し、又は郵送するものとする。郵送  
 する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 電気の事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業  
 者として登録している者である再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措  
 置法（平成23年法律第108号）附則第11条の規定による廃止前の電気事業者  
 による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8  
 条第1項の勧告を受けていない者であること。

(3) 前年度に於いて電気の事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措  
 置法（平成23年法律第108号）附則第11条の規定による廃止前の電気事業者  
 による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8  
 条第1項の勧告を受けていない者であること。

(4) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに於いて、電気事業者の発電  
 により発生した二酸化炭素排出係数が1キロワット時当たり0.598キログラム  
 以下であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の  
 申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係  
 る更生計画認可の決定を受けていること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の  
 申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係  
 る再生計画認可の決定を受けていること。

(7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年  
 熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類  
 この入札に参加を希望する者は、2(2)から(7)までに定める条件の全てを満た  
 す者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

ウ 「二酸化炭素排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

(2) 提出方法  
 電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を1つ  
 のファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに  
 添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等  
 1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)ア  
 に掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる当  
 該書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により  
 提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出  
 された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、  
 (1)アからウまでに掲げる書類を紙面（3）の提出期間内（必着）に郵送（書留郵  
 便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間  
 公告の日から平成29年2月10日（金）午後5時まで

(4) 提出先  
 1(4)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知  
 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提  
 出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間  
 1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成29年2月10日（金）  
 午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の  
 取得  
 入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の  
 日から平成29年3月2日（木）まで行う。

- (3) 入札の方法
    - ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成29年3月1日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
    - イ 紙入札による入札の方法
      - (ア) 日時 平成29年3月2日(木)午前10時
      - (イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県出納局管理調達課(熊本県庁行政棟本館2階)
      - (ウ) 入札書の提出方法  
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成29年3月1日(水)(必着)までに(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札書を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
  - (4) 開札の方法及び日時等  
開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
  - (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までには再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
  - (6) 入札の無効  
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
    - ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
    - イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
    - ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
    - エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
    - オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
    - カ 有効な内訳書が添付されていない入札
  - (7) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
  - (8) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
  - (9) 入札保証金  
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否  
要
  - (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。)を経過した日
  - (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。)を経過した日
  - (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じ

て得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

- ア 納付期限 (3)の申出期限
- イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

- 6 その他
  - (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
  - (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

- 7 問合せ
  - (1) 問合せ先
    - ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。  
（本公告に係る発注・契約担当部局）  
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班  
電話番号 096-333-2089  
ファックス番号 096-384-3792
    - イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010
    - ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455
  - (2) 受付時間  
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

- 8 Summary
  - (1) Name and Content of Purchasing  
Electricity about 9,156,993 kWh (kilowatt-hour) to be used in Buildings which Kumamoto Prefectural Government owns Part II
  - (2) Date and Place for Tender:  
Date: March 2, 2017, 10:00 a.m.  
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
Management and Purchasing Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main building )
  - (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Property Management Division  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2089
  - (4) Other  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第39号

阿蘇郡西原村に事務所を置く小森土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成29年1月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任		
理事	坂本 隆博	阿蘇郡西原村大字小森2450番地
理事	高橋 啓	阿蘇郡西原村大字小森1201番地
理事	海東 博文	阿蘇郡西原村大字小森1229番地
理事	大塚 義守	阿蘇郡西原村大字小森2716番地3
理事	藤田 精一	阿蘇郡西原村大字小森1048番地
理事	中村 一男	阿蘇郡西原村大字小森759番地1
理事	高橋 道雄	阿蘇郡西原村大字小森2796番地3
理事	藤本 勝矢	阿蘇郡西原村大字小森616番地1

理事	河上 勝彦	阿蘇郡西原村大字小森17番地
理事	久保田 敏和	阿蘇郡西原村大字小森410番地
理事	高木 一富	阿蘇郡西原村大字小森498番地
理事	久保田 浩二	阿蘇郡西原村大字小森3416番地
理事	内田 稔	阿蘇郡西原村大字布田1854番地
監事	荒木 一精	阿蘇郡西原村大字小森1231番地
監事	小城 順一	阿蘇郡西原村大字小森786番地
監事	田上 幸吉	阿蘇郡西原村大字小森87番地
就任		
理事	坂本 隆博	阿蘇郡西原村大字小森2450番地
理事	荒木 一	阿蘇郡西原村大字小森3157番地1小森第二団地 B25棟1号
理事	海東 博文	阿蘇郡西原村大字小森1229番地
理事	大塚 義守	阿蘇郡西原村大字小森2716番地3
理事	藤田 幸博	阿蘇郡西原村大字小森2713番地
理事	田中 英雄	阿蘇郡西原村大字小森835番地
理事	奥野 長男	阿蘇郡西原村大字小森2794番地2
理事	藤本 辰博	阿蘇郡西原村大字小森383番地
理事	河上 勝彦	阿蘇郡西原村大字小森17番地
理事	久保田 敏和	阿蘇郡西原村大字小森410番地
理事	高木 一富	阿蘇郡西原村大字小森498番地
理事	南利 武範	阿蘇郡西原村大字小森3594番地12
理事	内田 稔	阿蘇郡西原村大字布田1854番地
監事	高橋 亘	阿蘇郡西原村大字小森1217番地
監事	中村 一男	阿蘇郡西原村大字小森759番地1
監事	坂田 忠政	阿蘇郡西原村大字小森478番地

熊本県公告第40号

苓北町に事務所を置く苓北町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成29年1月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任		
理事	林田 幸一	天草郡苓北町志岐2757番地
監事	荒木 明一	天草郡苓北町志岐1709番地
理事	山口 建二	天草郡苓北町志岐1415番地
理事	大仁田 善介	天草郡苓北町志岐394番地
理事	永野 光範	天草郡苓北町志岐470番地1
理事	田中 文彦	天草郡苓北町志岐143番地1
理事	松本 健吾	天草郡苓北町上津深江768番地
理事	岡村 久	天草郡苓北町上津深江644番地
監事	山口 建雄	天草郡苓北町白木尾274番地2
理事	田嶋 豊昭	天草郡苓北町白木尾275番地2
監事	松本 繁喜	天草郡苓北町内田44番地
理事	濱石 和男	天草郡苓北町年柄52番地
監事	三好 重信	天草郡苓北町富岡2829番地
理事	山田 正人	天草郡苓北町富岡3615番地2
理事	野下 政孝	天草郡苓北町富岡3704番地
理事	倉田 明	天草郡苓北町富岡3483番地
就任		
理事	林田 幸一	天草郡苓北町志岐2757番地

理事	高戸 幸雄	天草郡荅北町志岐1704番地
監事	山口 弥吉	天草郡荅北町志岐1424番地
理事	高橋 和治	天草郡荅北町志岐920番地
理事	齋藤 照	天草郡荅北町志岐45番地
理事	佃 真	天草郡荅北町志岐又109番地14
理事	岡村 久	天草郡荅北町上津深江644番地
理事	松本 健吾	天草郡荅北町上津深江768番地
監事	若松 俊光	天草郡荅北町白木尾167番地
理事	田崎 公人	天草郡荅北町白木尾240番地
理事	松田 昭博	天草郡荅北町内田326番地2
監事	濱石 和男	天草郡荅北町年柄52番地
監事	稲尾 広幸	天草郡荅北町富岡2536番地1
理事	三好 重信	天草郡荅北町富岡2829番地
理事	山田 正人	天草郡荅北町富岡3615番地2
理事	倉田 明	天草郡荅北町富岡3483番地

**熊本県公告第41号**

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成29年1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
熊本県庶務事務システム用サーバ機器等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県総務部総務私学局総務事務センター  
郵便番号862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年12月13日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社 J E C C  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額  
2,991,600円（うち消費税及び地方消費税の額221,600円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
平成28年11月1日

**熊本県公告第42号**

平成28年3月28日付けで阿蘇郡南阿蘇村増田信継ほか12人から申請のあった共同施行営沢津野地区土地改良事業（区画整理）の施行については、平成29年1月4日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第4項の規定により公告する。

平成29年1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**登載依頼**

**熊本県国土利用計画審議会公告第1号**

熊本県国土利用計画審議会の会議を次のとおり開催する。

平成29年1月20日

熊本県国土利用計画審議会会長

- 1 開催日時  
平成29年1月30日（月）午前10時から正午（予定）まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

3 議事

- (1) 熊本県土地利用基本計画の変更（案）について
- (2) その他

4 傍聴者の定員  
5人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻5分前までに、当該会議の会場において、事務局の指示に従って会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 熊本県国土利用計画審議会事務局  
 （熊本県企画振興部地域・文化振興局地域振興課地域づくり調整班）  
 電話096-333-2181

熊本県企業局公告第1号

次のとおり一般競争入札に付する。  
 平成29年1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 入札物品の表示

物品名称 藤本発電所の発電機、発電機補機、屋外変電設備、各種盤  
 保管場所 八代市坂本町葉木地内  
 数量 520t

2 入札参加資格

入札参加要領第3条（入札案内書P2）記載のとおり

3 入札参加要領・契約条項等を示す場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 熊本県企業局総務経営課（電話096-333-2593）

4 現地説明会

日時 平成29年1月27日（金）午後1時30分から午後2時30分まで  
 場所 八代市坂本町葉木（藤本発電所）

5 入札期日及び場所

平成29年2月3日（金） 午前10時  
 熊本市中央区水前寺六丁目48番10号 熊本県企業局発電総合管理所3階大会議室

6 開札期日 入札終了後即時

7 入札参加申込書

入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければなりません。

- (1) 提出方法 持参又は郵送によります。
- (2) 提出書類 入札参加申込書及び必要書類（入札案内書P12～17参照）
- (3) 提出期限 平成29年2月1日（水）午後5時まで（郵送の場合は提出期限までに必着）
- (4) 提出先 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県企業局総務経営課

8 入札保証金

入札参加しようとする者は、入札時に入札する金額の100分の5以上の金額を入札保証金（現金又は銀行が振出小切手に限る。）として納付しなければなりません。銀行振出小切手は、熊本手形交換所管内の参加金融機関店舗が振り出し、振出日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）のもので、「受取人」は持参人払いとしたものに限り、入札案内書P7を必ず確認して下さい。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属します。

9 落札者からの契約申出期限

平成29年2月10日（金）

10 契約の締結期限

平成29年2月17日（金）

11 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字脱字等により意志表示が不明確である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 2以上の意思表示をした入札

(10) 記載事項を訂正し、これに押印のないもの

(11) 郵送等による入札

12 その他

(1) 売買代金納入期限 平成29年2月28日

(2) 契約締結場所 別途指定する。

(3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、熊本県企業局会計規程（昭和39年3月31日電気事業管理規定第2号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。

(4) 問合せ先

熊本県企業局総務経営課（電話096-333-2593）